



# US Topics

May 7, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## ■ 目次

年金／OPEB制度：現在の環境に対応して行った特定の事業主の行為に関する会計処理  
コンプライアンス監査および監査におけるリスク・アセスメントに関するASB案に対し、PwCが全般的な支持を表明  
FASBが公正価値による負債の測定のためのガイダンス案へのコメントを募集  
その他のFASB関連記事  
AICPAがマスター・トラスト契約を伴う従業員給付制度のための公正価値開示に関するガイダンスを公表  
AICPAがXBRLレポーティングのための合意された手続業務に関するSOPを公表

## ■ 年金／OPEB制度：現在の環境に対応して行った特定の事業主の行為に関する会計処理

現在の経済状況は、多くの事業主に、年金およびその他の退職後給付(OPEB)制度に関連あるいは直接的な影響を及ぼす可能性のある戦略の検討および実施を促しています。従業員解雇、制度凍結、給付の削減あるいは廃止により、年金／OPEBの清算あるいは縮小会計を実施しなければならなくなる可能性があります。早期退職奨励金もまた、他とは異なる認識と測定の要件の適用対象となる可能性があります。さらに、多くの年金制度資産の公正価値の減少により、事業主は、年度期首に設定した当初の期待値から逸脱する実際の拠出を招くような、最低積立要件およびその他の状況に留意する必要があります。

上記およびその他の類似項目の会計処理は一般的に複雑なものです。DataLine 2009-24では、プライスウォーターハウスクーパス(PwC)が現在の経済環境に対応するために、これまでに事業主達がよく利用してきたアプローチの会計上の考慮事項および影響について議論しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、このDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7RTMRC&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

## ■ コンプライアンス監査および監査におけるリスク・アセスメントに関するASB案に対し、PwCが全般的な支持を表明

4月30日、PwCは、(1)コンプライアンス監査に関するASBの監査基準(SAS)案、および(2)監査におけるリスク・アセスメントに関するその他6つの監査基準案、についての2通のコメントレターを監査基準審議会(ASB)に提出しました。

- **コンプライアンス監査:** このSAS案は、完全性と効率に関する大統領委員会(PCIE; President's Council on Integrity and Efficiency)による報告書、「全米単一監査サンプリング・プロジェクト報告書」の一部の勧告内容に対応するものです。このSAS案は、SAS第74号「政府事業体および政府の財政支援の受給者の監査におけるコンプライアンス監査上の考慮事項」に代替することになります。PwCはこのSAS案が起草案どおり公表されることを支持しています。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=EDYR-7RM4NG&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>
- **リスク・アセスメント基準:** これらの6つのSAS案は、ASBの明瞭性を確保するための新しい書式に従い、必要に応じて対応する国際監査・保証基準審議会(IAASB)の国際監査基準(ISA)とのコンバージェンスを行うための改

定が行われました。これらのSAS案は、財務諸表監査における重要な虚偽記載のリスクの監査人による評価、および監査手続きの性質、時期、範囲を評価されたリスクに対応したものとして立案し実施するためのガイダンスを提供しています。また、監査証拠の性質や、入手した監査証拠が監査意見の合理的な根拠を形成するに足るものかどうかの評価に関する基準の確立とガイダンスの提供を行っています。PwCはこのリスク・アセスメント基準案の公表を支持し、その完成プロセスにおいてASBが検討するためのいくつかの追加的な提案を行っています。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7RM4R6&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

---

## ■ FASBが公正価値による負債の測定のためのガイダンス案へのコメントを募集

米国会計基準審議会(FASB)は、FASB職員意見書草案 No. FAS 157-f「FASB基準書第157号に基づく負債の測定」を公表しました。このFSP案は、FASB基準書第157号「公正価値の測定」(FAS 157)に基づく負債の公正価値の測定に関するガイダンスを提供するものです。また、負債の公正価値の見積もりに使用すべきインプットや調整項目の性質を明確化することをその目的としています。

現在起草されている通りの内容で承認されれば、このガイダンスは最終FSPの公表後に開始する最初の報告期間から適用となります。このFSP案へのコメント募集は6月1日まで。

▼ このFSP案の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.fasb.org/fasb\\_staff\\_positions/prop\\_fsp\\_fas157-f.pdf](http://www.fasb.org/fasb_staff_positions/prop_fsp_fas157-f.pdf)

---

## ■ その他のFASB関連記事

**会議の概要:** FASBの5月6日の会議において、(1)オルタナティブ投資における持分への公正価値の適用、(2)資本的性質を有する金融商品、に関する議論が行われました。

<http://www.fasb.org/action/sbd050609.shtml>

**次回の公開会議:** 来週は公開会議の予定はありません。FASBは次回の会議を5月18日に開催予定です。

**プロジェクトの更新:** FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- FAS 107 and APB 28 - 金融商品の公正価値に関する期中開示  
[http://www.fasb.org/project/interim\\_disclosures\\_about\\_fair\\_value\\_of\\_financial\\_instruments.shtml](http://www.fasb.org/project/interim_disclosures_about_fair_value_of_financial_instruments.shtml)
- FAS 157 - FAS 157 に基づく負債の測定  
[http://www.fasb.org/project/fas157\\_measurement\\_of\\_liabilities.shtml](http://www.fasb.org/project/fas157_measurement_of_liabilities.shtml)
- 金融商品: 認識の中止  
[http://www.fasb.org/project/research\\_projects.shtml#fi\\_derecognition](http://www.fasb.org/project/research_projects.shtml#fi_derecognition)
- FAS 140の適用: 金融資産の譲渡  
[http://www.fasb.org/project/transfers\\_of\\_financial\\_assets.shtml](http://www.fasb.org/project/transfers_of_financial_assets.shtml)

---

## ■ AICPAがマスター・トラスト契約を伴う従業員給付制度のための公正価値開示に関するガイダンスを公表

アメリカ公認会計士協会(AICPA)は、最近、マスター・トラスト契約を伴う従業員給付制度のための公正価値開示をとりあげた新しい技術的実務補助資料(TPA)を公表しました。この非公式のTPAでは、マスター・トラスト契約における従業

員給付制度の所有持分の性質に基づき、FAS 157「公正価値の測定」の paragraph 32-24で要求されている開示が、マスター・トラスト契約に基づく個別投資について要求され、マスター・トラストに対する制度の持分総額については要求されないとの結論を下しています。

▼ このTPAの全文は、以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS\\_6931\\_11\\_Fin\\_State\\_Report\\_and\\_Disclosure\\_EBP.pdf](http://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS_6931_11_Fin_State_Report_and_Disclosure_EBP.pdf)

---

## ■ AICPAがXBRLレポーティングのための合意された手続業務に関するSOPを公表

AICPAは、実務家がXBRLにタグ化されたデータの完全性、正確性、あるいは一貫性に関連する合意された手続を実施する契約を行った場合におけるガイダンスを提供するため、参考意見書(SOP) 09-1を公表しました。財務諸表をXBRL形式で提出することを企業に求めたSECの最新規則や全般的なXBRL情報の利用の継続的な増加を鑑み、一部の企業ではXBRLデータの正確性や信頼性をテストするために実務家と契約することを選択することがあります。特に、企業は以下の評価を行う経営者を支援するために実務家に手続を実施させることに興味を持つ可能性があります。

- 選択されたタクソノミー・タグあるいはエクステンションが合理的かどうか
- XBRLデータの「レンダリング」、あるいは人間に解読可能な書式へのコンバージョンが正確にソース文書を反映しているかどうか
- XBRLファイルがレンダリングをみただけでは評価不能なXBRLのその他の側面を遵守しているかどうか(例: コンテキストが適切に使用されているかどうか、タグが各期間を通じて一貫して使用されているかどうかなど)

AICPAのXBRLアシュアランス・タスク・フォースによって作成されたSOP 09-1には、経営者のアサーションおよび、全部あるいは一部について実務家が実施を依頼される可能性のある合意された手続の例が記載されています。SOP 09-1は公表後即時に発効します。

▼ このSOPに関する詳細およびその全文については、以下のAICPAウェブサイトをご覧ください。

[http://www.cpa2biz.com/AST/Main/CPA2BIZ\\_Primary/Accounting/Standards/AICPASOPsAccounting/PRDOVR%7EPC-014947/PC-014947.jsp](http://www.cpa2biz.com/AST/Main/CPA2BIZ_Primary/Accounting/Standards/AICPASOPsAccounting/PRDOVR%7EPC-014947/PC-014947.jsp)

---

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.